

知立市 ICT 推進のための基本方針
[2020 年度～2024 年度]

2020 年 3 月

知立市

目次

1. 基本方針の策定趣旨	1
2. 基本方針の位置づけ	1
3. 社会情勢・状況について	3
(1) 社会的な動向	
(2) 国の動向	
(3) 愛知県の動向	
4. 知立市の状況と課題	4
(1) 知立市の状況	
(2) 知立市の課題	
5. 基本方針	6
(1) ICT 活用による利便性の向上	
(2) オープンデータの推進	
(3) ビッグデータの利活用による政策の推進	
(4) 電子化による効率化・コスト削減	
(5) 個人番号カードの利用促進と環境整備	
(6) 無線 LAN の活用による通信環境の整備	
(7) ICT に対応する人材の育成	
(8) 情報セキュリティ対策	
用語解説	9

知立市 ICT 推進のための基本方針

1. 基本方針の策定趣旨

AI^{※1} や IoT^{※2} をはじめとした情報通信技術（以下、「ICT^{※3}」という。）環境整備を含む情報化は、国の政策の中で重要な課題であり、知立市（以下、本市）においても、ICT 推進に向けた取り組みを進める必要があります。本市の方向性を明確に示し、柔軟かつ実効性のある施策の実現を目指すために、基本方針を策定するものであります。

近年の社会情勢における ICT は飛躍的に進化しており、市民生活や事業活動においても重要な役割を担う、必要不可欠な社会基盤といえます。

本市では、計画期間を 5 年として情報化計画を策定し、ICT を利活用した行政サービスの高度化や多様化に対応した施策を推進してきました。その一方で、急速な技術進展や各分野における ICT を取り巻く状況が変化し、行政サービスの多様化・高度化もさらに加速しています。

これまでの「知立市行政情報化計画」における成果・課題や ICT の動向を踏まえ、効果的かつ効率的な ICT 化を目指した基本的な方針を「知立市 ICT 推進のための基本方針」（以下、「本方針」という。）として示し、市民満足度が向上する施策に取り組んでまいります。

2. 基本方針の位置づけ

本方針は、総合計画が目指す都市像「輝くまち みんなの知立」の実現に向けて、情報化部門における ICT の活用についての基本的な取り組みについて方向性を示すものです。

ICT は、市民参加および協働によるまちづくりの推進や、子育て・福祉・防災等各分野における課題への対策等に必要なものです。

本方針は、各分野の課題解決に向けて ICT を活用した行政サービスの推進を図るものであり、また、急速に変化する情報化社会に見合う環境整備のための基本的な方針として位置づけるものです。

また、本方針は、「官民データ活用推進基本法」第 9 条に規定する「市町村官民データ活用推進基本計画」を兼ねるものであり、「官民データ活用推進基本法」の基本的施策である「行政手続における情報技術利用（オンライン化）」、「官民データが容易に利用できるような活用推進（オープンデータ^{※4}の推進）」、「情報

技術の利用機会、活用に係る格差の是正対策（デジタルディバイド^{※5}対策）」、「情報システムに係る規格の整備、互換性の確保（システム標準化）」等を見据えた取り組みを推進することにより、安定的な行政運営を確保し市民サービスの質の維持・向上を目指します。

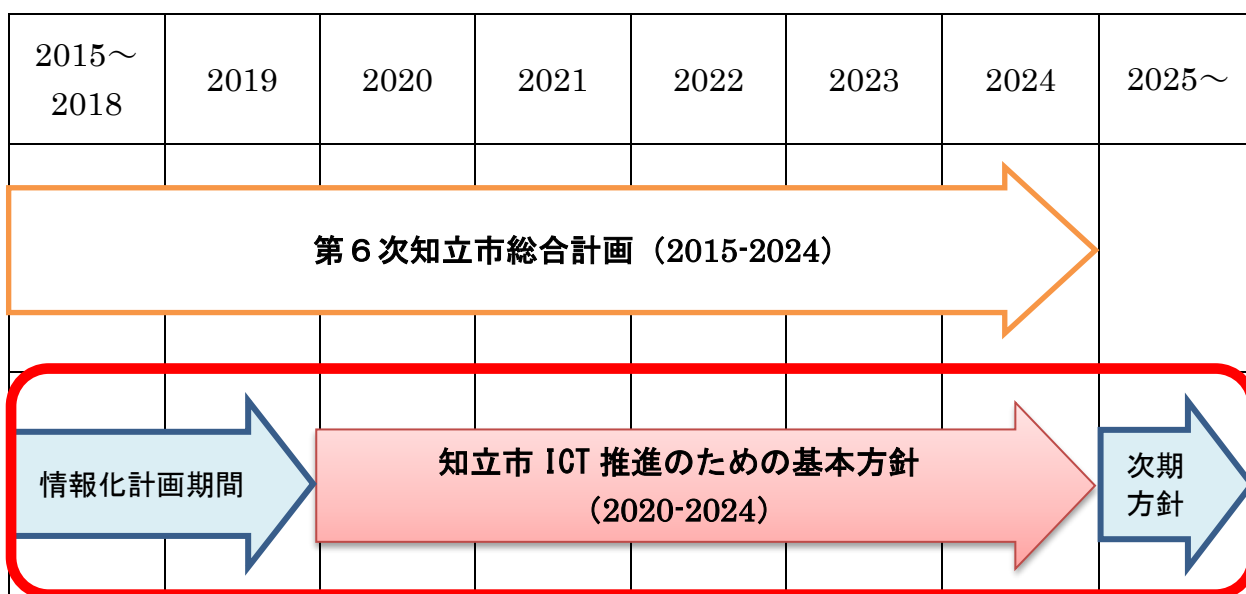
本方針は、第6次知立市総合計画との整合性を図るため、2020年度から2024年度までとします。

◆関連根拠

【総務省】

- 情報通信（ICT政策）
- 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

【知立市 ICT 推進のための基本方針スケジュール】



3. 社会情勢・状況について

(1) 社会的な動向

近年は、特にスマートフォンやソーシャルメディアの普及等により、幅広い世代にインターネットの利用が浸透し、生活の多くの場面で、その利便性を享受できるようになり、一人一人のライフスタイルにも大きな変化をもたらしています。

社会保障・税番号制度の導入により、ICT の利活用による制度面での環境整備も進んでおり、今後、ICT が関わる範囲や分野はさらに拡大することが予想されます。

しかし、サイバー攻撃の巧妙化・複雑化による脅威への対応や、災害による業務システムやネットワークの停止への対応等、ICT を取り巻く環境には様々な課題があります。

少子高齢化の時代を迎え、人口構造の変化に伴う労働力の低下や厳しい財政状況等の課題に対応するため、これまで以上に ICT がもたらす効果や可能性を注視し、最大限に利活用することが求められています。

(2) 国の動向

国は 2014 年 3 月に「電子自治体の取り組みを加速するための 10 の指針」を策定しました。指針は主に、番号制度導入に併せた自治体クラウド^{※6} 導入の取り組み加速、ICT 利活用による住民利便性の向上、電子自治体推進のための体制整備について、自治体が目指すべき方向性が示されています。

2019 年 5 月に公布された「デジタル手続法^{※7}」では、ICT を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めました。

また、2019 年 6 月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定しました。政府全体のデジタル化についての政策を取りまとめたものとなっており、Society5.0^{※8} 時代に向けたデジタル化の条件を定めました。

(3) 愛知県の動向

愛知県は 2016 年 3 月に ICT の総合指針である「あいち ICT 戦略プラン 2020」を策定し、「観光・交流拡大」「産業革新」「暮らし安心・安全」「ICT 基盤強化」の各テーマと、これらの取り組みの前提となる「データ社会への対応」について

も併せて整理し、施策展開を進めています。

このように最新の ICT 利活用による課題解決を図るために戦略的に施策を展開することで、情報セキュリティを確保しつつ、ビッグデータ等を利活用し、データを基礎とした社会への対応を図っています。

また、情報セキュリティ強化対策として、2016年4月に「あいち情報セキュリティクラウド^{※9}」の運用を開始しました。

4. 知立市の状況と課題

(1) 知立市の状況

本市では、2008年9月に「組織機構、システム資源の強化」、「情報システム導入計画の策定」、「人事配置・育成計画」、「地域情報化の推進」を柱に情報化のあり方について検討を行い、「知立市行政情報化計画」を策定しました。

2015年3月に策定した「知立市行政情報化計画」では、「知立市第6次総合計画」を上位計画としつつ、総合計画の目指すまちの実現に向け情報化の側面から推進していく部門計画という位置づけで、個々に施策を講じてきました。

(2) 知立市の課題

本市において ICT を推進する中で、市全体で ICT を利活用する体制が整っていない面や、市民との情報共有や利便性の向上、情報システムの標準化、災害時における対応等について、今後見直すべき点や、改善点が見えてきました。

●計画的な ICT 導入・活用

市全体として、各施策に ICT をどう利活用し、またどのような方向性を持って推進すべきかを明確にし、統一した視点から ICT 推進施策を実行する必要があります。

さらに技術革新による環境の大きな変化により、これまでのように年次計画に基づいた ICT 推進が困難になっている現状を踏まえ、本市の方向性を明確に示し、柔軟かつ実効性のある ICT 推進施策の実現が求められています。

●情報発信手段の拡充・情報格差の解消

ICT は、ブロードバンド等の ICT インフラの普及により社会生活において様々な効果を高めるものとなりました。本市では、これまでの ICT 推進により、本市ウェブサイトのスマートフォン対応や SNS を利用した情報発信等を行ってきましたが、今後は市民が知りたいタイミングに合わせ、かつ迅速・確

実に提供できる新たな情報発信手段の検討や活用が求められます。

その一方で、インターネットを利用しない市民へのデジタルデバイドの解消への取り組みも課題になります。

●オープンデータやビッグデータ等官民データの活用

データの有効活用による効率化（生産性の向上）を図るために、市民や民間のニーズに合わせたオープンデータの推進や、ビッグデータ^{※10}を利活用した政策立案・実施等官民データ活用への取り組みが重要になります。

●情報システムのコスト削減・効率化

本市では、仮想化技術等により、情報システムのコスト削減に取り組んでいますが、今後も高品質なサービス提供の実現のために、情報システムの効果的な運用や、効率的な運用による経費削減が求められます。

●個人番号カードの利活用に向けた環境整備

社会保障・税番号制度の推進により、様々なデータの情報連携が想定されます。市民サービスの向上を図るために、個人番号カードを利用した環境の整備を検討する必要があります。

●災害時における情報システムや各種データ等の対応

災害時における対応の強化として、各種データを遠隔地で保管していますが、非常時において情報システムの被害最小化と早期復旧を確実に実現するためには、クラウド技術を活用した情報システムが必要です。

●情報セキュリティの確保

ICT の飛躍的な進化と普及により、ICT を利活用できる人材の育成が重要になります。また、情報セキュリティにおいても、厳重な管理方法や管理体制、職員の意識向上や情報リテラシー^{※11}の強化が求められます。

5. 基本方針

本市の現状と課題をふまえ、市民サービスの向上推進のために、今後の具体的な基本方針を8つの柱として示します。

(1) ICT活用による利便性の向上

ICTの推進において、計画・実行・評価・改善（PDCA）に従い取り組み、確実な実施に努めます。ICTを効果的に活用することで、より充実した市民サービスの提供や、地域の課題解決・活性化につなげるとともに、市民が同じようにICTを活用できるような施策を推進します。

庁内の関係部署と連携しながら、事務の判断処理に適したAIや、単純かつ大量な事務処理に適したRPA^{※12}等の最新技術を導入することにより、市民満足につながる行政サービスを提供することを目指します。

また、市独自の施策に限らず、ICTを活用した事業提案など、民間企業との連携や共創事業により、地域課題の解決や地域力の向上を推進します。

ICTの利活用を推進し、更なる国際目標のSDGs（持続可能な開発目標）^{※13}の取り組みの推進に向けて、様々な社会課題の解決への貢献に努めます。

(2) オープンデータの推進

本市におけるオープンデータ化の取り組みについては、2015年3月に本市ウェブサイト上で提供を開始しました。今後、オープンデータがより一層活用されるために、利用ニーズを踏まえたデータ作成の検討を行います。

本市が所有するデータを民間が効果的に活用できるような形に作成し、オープンデータとして提供します。

また、市民の生活や防災に役立つ地理情報を整備し、統合型GIS^{※14}により公開します。

(3) ビッグデータの利活用による政策の推進

少子高齢化により、人口規模の減少による労働力低下や財源縮小が予測される中で、これまで以上に判断基準としてデータに基づく現状把握や課題分析が必要となります。

統計データの活用や業務データの収集、分析等でビッグデータを活用した政策立案や検討など、データ利活用型スマートシティによる課題解決に取り組み、Society5.0時代に求められるまちづくりを目指します。

(4) 電子化による効率化・コスト削減

行政手続のオンライン化や、業務システムのオープン化・クラウド化による効率化、仮想化技術によるコスト削減を図ります。日々進化する ICT を調査研究し、業務効率化に向けた取り組みを実施します。

情報システムの導入には、他の自治体との共同利用を見据えて、情報システムの規格や互換性等の標準化に向けて取り組みます。

また、ワンストップサービスを推進し、利便性の高い行政サービスを目指します。

(5) 個人番号カードの利用促進と環境整備

2015年1月から個人番号カードの交付が始まり、様々な場面や用途で用いられています。市内の ICT 推進を図ることにより、証明書の発行、申請や届出の受付における個人番号カードの利活用が可能な環境の整備に取り組みます。

今後も、個人番号カードの活用場面が増えることが予測されるため、公共施設の ICT 化を進め、市民サービスの向上に努めます。

(6) 無線 LAN の活用による通信環境の整備

災害時における緊急性、観光における利便性の向上を図るため、無線 LAN^{※15}の活用について検討します。特に公共施設を含む避難所や避難場所には避難者が災害発生以降も危険がなくなるまで滞在することが考えられるため、必要な情報の取得・発信を行うための各施設の無線 LAN 環境整備について、検討が必要となります。

また、ICT による業務の効率化を図るため、市内ネットワークの無線環境の整備も必要となります。安全性が確保された、利便性の高い無線 LAN 環境の整備を行います。

(7) ICT に対応する人材の育成

セキュリティ関連の研修、ICT の実践的な教育・研修の場を提供し、ICT に携わる人材の育成に取り組みます。

ICT 推進により誰でも気軽に ICT 機器やインターネット等が利用できる社会となりましたが、利用に伴う危険性も増加しています。正しい利用方法やその中に潜む危険性、利用にあたってのモラルについての学習・講習等を行うとともに、デジタルデバイドの解消にも取り組み、誰もがその利便性を健全に享受できる社会の実現を目指します。(例：外国人市民向けの情報提供手段の拡張、高齢

者や障がい者に向けたシステムの導入など)

(8) 情報セキュリティ対策

庁内には、個人情報に関わる様々なデータが保存されており、厳重な管理が必要となります。近年発生している標的型攻撃、ウェブサイトの改ざんや、ランサムウェア^{※16}等のサイバー攻撃による個人情報の漏えいに対応できるよう、セキュリティ強化や適切な運用管理、セキュリティレベルの向上に努めます。

そのために、情報セキュリティインシデント^{※17}や脆弱性の情報等を日々収集し、また、外部の関係機関との情報共有を行い、脅威の予防や対策を実施することで、安心してICTを活用することができる環境を整備します。

新たな技術を導入する場合には、セキュリティ要件を検討する等、その技術に応じたセキュリティ対策を講じ、安全性を高めます。

個人情報についても、知立市個人情報保護条例を適正に運用し、市が保有する個人情報の保護及び管理を適切に行い、安心と信頼を確保します。

また、データの安全性の確保において、災害発生等の非常時に、重要業務の遂行を支える情報システム等の被害を最小限に抑え、速やかに復旧させるために、クラウドの活用を推進します。

【用語解説】

番号	用語	説明
※1	AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
※2	IoT	Internet of Things の略で、コンセプトは、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというものである。
※3	ICT	Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。
※4	オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもののこと。
※5	デジタルディバイド	情報通信技術（ICT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を指し、通常「情報格差」と訳される。
※6	クラウド	クラウドとは、「クラウドコンピューティング（Cloud Computing）」を略した呼び方で、データやアプリケーション等のコンピュータ資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。
※7	デジタル手続法	正式名称「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」
※8	Society5.0	デジタル化が進んだ社会像として Society5.0 がある。Society 5.0 は、内閣府の第 5 期科学技術基本計画において、国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものである。これまでの狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」とされる。

※9	あいち（自治体）情報セキュリティクラウド	愛知県と県内の地方公共団体のインターネット接続口を集約し、情報セキュリティ強化対策を図る仕組みであり、高度な管理や監視を行うことが可能である。
※10	ビッグデータ	利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータ等、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。
※11	リテラシー	本来、「識字力=文字を読み書きする能力」を意味するが、「情報リテラシー」や「ICT リテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力を意味することに使われている場合もある。
※12	RPA	Robotic Process Automation の略。ロボットによる業務自動化のこと。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。
※13	SDGs	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（ leave no one behind ）ことを誓っている。
※14	GIS	地理情報システム（ Geographic Information System ）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。
※15	無線 LAN	ケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うコンピュータネットワークシステム。
※16	ランサムウェア	ランサムウェア（ Ransomware ）とは、「 Ransom （身代金）」と「 Software （ソフトウェア）」を組み合わせで作られた名称であり、コンピュータウイルスの一種。 このウイルスに感染するとパソコン内に保存しているデータを勝手に暗号化されて使えない状態になったり、スマートフォンが操作不能になったりする。また、感染した端末の中のファイルが暗号化されるのみではなく、その端末と接続された別のストレージも暗号化される場合もある。

※17	情報セキュリティ インシデント	情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥のこと。情報システム停止や情報漏えいといった重大事故につながる可能性がある。
-----	--------------------	---

各用語については、以下の資料や Web サイトから引用

- ・総務省 平成 27 年度情報通信白書
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc254110.html>
- ・総務省 平成 28 年度情報通信白書
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/pdf/index.html>
- ・総務省 平成 30 年度情報通信白書
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd102300.html>
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd102100.html>
- ・総務省 地方公共団体における情報システムのクラウド化・セキュリティ対策等
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc275820.html>
- ・総務省 持続可能な開発目標 (SDGs)
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01_04000212.html
- ・総務省 RPA (働き方改革：業務自動化による生産性向上)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin02_04000043.html
- ・警視庁 ランサムウェア被害防止対策
<https://www.npa.go.jp/cyber/ransom/main1.html>
- ・外務省 デジタル・ディバイド
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/it/dd.html>
- ・国土地理院 GIS とは
<https://www.gsi.go.jp/GIS/whatisgis.html>
- ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (平成 30 年 9 月版) i-16,iii-10